

澁情意見第1号
令和4年10月7日

澁川市議会議長 望月 昭治 様

澁川市情報公開審査会
会長 狩 野 要 一

意 見 書

澁川市議会議長から令和4年2月8日付けで意見の聴取を求められた事案について下記のとおり意見します。

記

1 審査会の意見

澁川市議会議長（以下「処分庁」という。）が令和元年8月19日付けで情報非公開とした決定（以下「原処分」という。）については妥当ではなく、情報不存在の決定とすることが妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年8月5日付けで澁川市情報公開条例（平成18年澁川市条例第8号。以下「公開条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき処分庁に対し、以下の内容の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2019年5月1日から同年7月31日に開催されたすべての委員会の音声録音データ

(2) 処分庁は、本件公開請求に対し、令和元年8月19日付けで原処分を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、令和元年8月23日付けで審査庁（澁川市議会議長）に対し、原処分の取消し及び情報公開決定を求めて審査請求を行っ

た。

- (4) 処分庁は、審査庁に対し、令和元年9月13日付けで書面にて審査請求に対する弁明を行った。
- (5) 審査請求人は、審査庁に対し、令和元年10月3日付けで書面にて処分庁の弁明に対する反論を行った。
- (6) 処分庁は、審査庁に対し、令和元年11月11日付けで書面にて審査請求人に対する再弁明を行った。
- (7) 審査庁は、原処分に係る審査請求について、令和4年2月8日付けで当審査会に処分庁の弁明及び審査請求人の反論の各書面を添えて意見聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公開条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき本件公開請求を行ったことに対し、処分庁が令和元年8月19日付けで行った原処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由等

ア 公開条例第2条第2号は、情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう」と定義している。

審査請求人が求める本件公開請求の情報は、言うまでもなく電磁的記録であり、実施機関の職員が職務上作成したデータであり、実施機関の職員らが組織的に用い、管理していることから公開条例第2条第2号に該当し、会議録を作成するための補助資料であるとしても公開

されない理由はない。

イ 本件公開請求の情報は、渋川市議会事務局（以下「事務局」という。）の職員によると、現在までに会議録は完成しておらず、当該音声データは破棄していないものと思われる。

ウ 渋川市行政情報等取扱規則（平成18年渋川市規則第21号。以下「取扱規則」という。）のどの条文が「組織的に用いるもの」を定義しているのか疑問である。

エ 例えば録音に使用した機材が職員の個人所有のものであるとか、あくまでも個人の判断で委員会の録音をしているといった職員が自己の職務の便宜のために作成したとする根拠を示されたい。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容はおおむね次のとおりである。

(1) 原処分とした理由について

本件公開請求の情報は、公文書である会議録を作成するための補助資料であり、組織的に用いるものとして保管しているものではないため、公開対象となる情報ではないと判断し、公開条例第2条第2号に該当しないため、原処分とした。

(2) 公開条例第2条第2号に係る要件の該当性について

ア 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の所掌事務の範囲において、実施機関がその職務の遂行上作成し、又は取得したという意味であり、本件公開請求の情報は、事務局職員が委員会の会議録を作成するために取得したものであるため、これに該当する。

イ 本件公開請求の情報は、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」のうち電磁的記録に該当する。

ウ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、渋川市議会事務局処務規程（平成18年渋川市議会訓令第3号。以下「処務規程」という。）第11条において準用する取扱規則で定める決裁、供覧等が済んでいるものであって、職員が自己の執務の便宜のために作成し

、又は保有する行政情報の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、決裁等の手続の際に添付されなければこれに当たらない。

よって、本件公開請求の情報は、組織的に用いるものに該当しない。

エ 「実施機関が管理しているもの」とは、処務規程に基づき行政情報を保管し、又は保存している状態にあることを指す。原処分時において、処分庁に保存されていたため、本件公開請求の情報は、管理しているものに該当する。

上記アからエまでのことから、公開条例第2条第2号に係る要件の全てを満たさない。よって、同号で規定する「情報」には該当しない。

5 審査会の判断

(1) 審議の経過

年 月 日	経 過
令和4年2月8日	意見聴取
令和4年3月4日	概要説明、審議
令和4年4月26日	審議
令和4年5月16日	審査庁への資料請求
令和4年8月3日	審議

(2) 審査会の判断

ア 本件公開請求の情報について

本件公開請求の情報は、事務局の職員が事務局所有のICレコーダー又は磁気テープ（以下「録音機器」という。）を使用し、審査請求人が求める2019年5月1日から同年7月31日までの期間に開催

された委員会（以下「本件委員会」という。）の内容を録音した音声データである。

イ 委員会について

渋川市議会で開催される委員会は、渋川市議会委員会条例（平成18年渋川市条例第243号）及び渋川市議会会議規則（平成18年渋川市議会規則第1号）に規定されており、4つの常任委員会（総務市民常任委員会、経済建設常任委員会、教育福祉常任委員会及び予算常任委員会）、議会運営委員会、特別委員会、議会報編集委員会及び議会改革委員会が設置されている。特別委員会は必要に応じて開催されており、決算特別委員会などが開催されることがある。

本件委員会に該当するものは、総務市民常任委員会、経済建設常任委員会、教育福祉常任委員会、予算常任委員会、議会運営委員会、議会報編集委員会及び議会改革委員会である。

ウ 録音について

事務局職員が録音機器を用いて委員会の会議内容を録音する場合、通常、音声録音データは記録媒体である録音機器に一時的に保存され、会議録が完成した後は当該職員が音声録音データを廃棄している。

なお、渋川市において、会議等で録音すること及びその管理についての全般的な取扱いに関することを定めた規定等は見当たらない。

また、本件委員会のうち、予算常任委員会については、会議録の作成についての業務を契約した請負業者に委託しており、予算常任委員会の音声録音データ（以下「予算委データ」という。）を委託業者に送付している。

エ 原処分の根拠となる公開条例の定めについて

原処分の根拠とされている公開条例第2条第2号は、この条例の対象となる行政情報の範囲を定めたものである。同号は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう」と「情報」を定義している。

「情報」に該当するためには、①実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであること、②当該実施機関の職員が組織的に用いるものであること、③実施機関が管理しているものであることが必要であるということができ、①から③までの全てを満たすことで「情報」に該当すると解される。

本事案については、①及び③の該当性については双方異議のないところであるため、②における該当性について検討する。

オ 情報該当性について

「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、当該実施機関の組織として文書等を共用している状態、つまり、組織において業務上必要であることから利用等されている状態であるということが出来る。例えば、起案した文書等が決裁、供覧等がされているものがこれに該当する。

一方で、まだ起案の下書きである段階や会議資料を作成している段階のものなど職員の自己の執務の便宜のために作成したもの、職員の個人的な検討段階にとどまるものは、これに該当しない。ただし、これらのものであっても決裁等の手続の際に添付等されていれば、組織として文書等を共用している状態であるということが出来る。

本件公開請求の情報は、事務局が所有する録音機器において録音しているものであるが、組織の機器を使用したからといって直ちに公開条例で規定される「組織的に用いるもの」に該当するのではなく、作成、利用等の実態を踏まえて個別具体的に検討する必要がある。

(ア) 予算委データを除いた音声録音データの利用状況等を見るに、事務局職員が会議録を作成するためにメモを取る代わりとして録音したものであり、会議内容をメモする行為を録音機器を用いて行ったに過ぎないと解されることから、性質的には当該職員が職務上の便宜のために作成した備忘録としての域を出ないものである。こ

これは、会議録自体を決裁等する際においても当該音声録音データを参考に添付等している事実はなく、会議録完成後は当該職員が当該音声録音データを廃棄していることから判断することができる。

(イ) 予算委データについては、請負業者と会議録作成に係る業務委託契約を締結して会議内容を録音していることから、契約内容等に関する書類を確認したところ、委託業者に会議内容の原稿を入稿する方法として、会議内容を録音した予算委データをCD-R等の記録媒体によって委託業者に送付しており、業者による反訳が完了した後、事務局職員による校正を経た原稿を委託業者に送付し、会議録が印刷製本されていた。会議録完成後は、予算委データを廃棄していた。

なお、契約内容等に関する書類には、予算委データの入稿する方法を指定する記載は確認できたが、予算委データそのものの取扱いについて記された内容は見当たらず、録音から廃棄まで予算委データ自体を組織内で決裁、供覧等がされている態様は見受けられなかった。

したがって、予算委データは、会議録作成に係る業務委託契約を締結して会議内容を録音していることを考慮したとしても、会議録が作成されるまでの基礎となる資料に過ぎないという点において、予算委データ以外の音声録音データとの実質的な差異はないと判断することができる。

上記（ア）及び（イ）の状況から、本件委員会の音声録音データ自体は組織としての利用又は保有をすることを予定していないものである。よって、上記②に該当しない。

カ 原処分の妥当性について

処分庁は、公開条例第2条第2号に該当しないことを理由として原処分をしているが、情報非公開決定の処分をするためには、情報公開請求されている情報の内容が公開条例第2条第2号に該当することを前提として、公開条例第8条の各号に列挙されている非公開情報に該当しなければならず、公開条例第2条第2号に該当しないことを理由

に情報非公開決定の処分をすることは適當ではない。

上記5（2）オのとおり本件公開請求の情報は、上記5（2）エの①から③までのうち②についての要件を満たさないため、公開条例で定める「情報」に該当しないことから、物理的な存否にかかわらず、存在しないということができ、情報不存在決定とすることが妥当であると判断する。

キ 審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る意見を左右するものではない。

ク 結論

以上のことから、「1 審査会の意見」のとおり意見する。

（意見に関与した委員の氏名）

狩野 要一、黒川 美登枝、清水 敏晶、永井 政之、廣瀬 淳